

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2021年10月28日

【事業年度】 第54期(自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)

【会社名】 株式会社浜木綿

【英訳名】 HAMAYUU CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 林 永芳

【本店の所在の場所】 愛知県名古屋市昭和区山手通三丁目13番地の1

【電話番号】 052-832-0005 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役業務部長 三浦 祐明

【最寄りの連絡場所】 愛知県名古屋市昭和区山手通三丁目13番地の1

【電話番号】 052-832-0005 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役業務部長 三浦 祐明

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第50期	第51期	第52期	第53期	第54期
決算年月	2017年7月	2018年7月	2019年7月	2020年7月	2021年7月
売上高 (千円)	4,679,520	4,857,574	5,229,857	4,699,093	4,228,619
経常利益 (千円)	236,458	244,616	307,039	19,974	84,094
当期純利益又は当期純損失() (千円)	152,033	42,604	183,884	9,004	160,312
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	284,160	284,160	284,160	654,931	654,931
発行済株式総数 (株)	346,000	346,000	346,000	1,072,200	1,072,200
純資産額 (千円)	795,847	812,655	971,314	1,678,412	1,480,833
総資産額 (千円)	3,257,102	3,466,291	3,368,324	4,912,098	4,227,655
1株当たり純資産額 (円)	1,150.07	1,174.36	1,403.63	1,565.48	1,381.20
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	70.00 (-)	70.00 (-)	70.00 (-)	35.00 (-)	15.00 (-)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失() (円)	219.70	61.57	265.73	9.13	149.53
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	24.4	23.4	28.8	34.2	35.0
自己資本利益率 (%)	20.8	5.3	20.6	0.7	10.1
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	15.9	56.9	13.2	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	308,265	394,462	359,027	68,478	156,177
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	240,644	29,306	385,277	382,709	338,621
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	11,671	104,504	373,182	1,535,685	556,189
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	579,467	1,049,127	649,695	1,871,150	1,132,517
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	206 〔319〕	228 〔319〕	232 〔345〕	240 〔356〕	242 〔334〕
株主総利回り (%) (比較指標：配当込みTOPIX) (%)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	170.3 (129.8)
最高株価 (円)	-	-	-	3,400	3,695
最低株価 (円)	-	-	-	1,296	1,851

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第51期の当期純利益の減少については、主に店舗固定資産の減損損失を計上したことによるものであります。また、第53期及び第54期の売上高、経常利益の減少及び当期純損失の計上については、主に新型コロナウイルス感染症拡大に伴い店舗の営業時間の短縮を行ったことや外出自粛要請により来客数が減少したこと等によるものであります。
4. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
5. 当社は2019年8月6日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第50期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。
6. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第50期から第52期は潜在株式が存在しないため、第53期及び第54期は1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
7. 第50期から第52期の株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
8. 第53期及び第54期の株価収益率及び配当性向については、当期純損失であるため、記載しておりません。
9. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー及びアルバイトを含み、派遣社員を除く。）は、年間平均雇用人員（1日8時間換算）を〔 〕内に外数で記載しております。
10. 第50期から第53期の株主総利回り及び比較指標は、当社株式は2019年10月18日付で、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）及び名古屋証券取引所市場第二部に上場したため、記載しておりません。第54期の株主総利回り及び比較指標は、2020年7月期末を基準として算定しております。
11. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであります。なお、当社株式は2019年10月18日付で東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）及び名古屋証券取引所市場第二部に上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

2 【沿革】

当社は、1967年2月に名古屋市瑞穂区において個人経営として創業した「中国料理はまゆう」を前身に、中国料理店の多店舗展開を行う目的で、1968年2月に名古屋市昭和区にて「株式会社浜木綿」として設立されました。

株式会社浜木綿設立以後の当社に係る経緯は、次のとおりであります。

年月	概要
1968年2月	名古屋市昭和区に中国料理店の多店舗展開を目的として「株式会社浜木綿」を設立（資本金5,000千円） 名古屋市昭和区に「浜木綿山手通本店」を開店 名古屋市瑞穂区に「浜木綿新瑞橋店」を開店
1973年1月	名古屋市昭和区の「浜木綿山手通本店」入居のビル所有者「森田興産株式会社」を買収
1973年7月	子会社「森田興産株式会社」の商号を「日南商事株式会社」へ変更
1989年4月	名古屋市天白区に「セントラルキッチン島田工場」を開設。自社生産を開始し、各店舗への配送体制を整備
1997年4月	名古屋市緑区に新業態第1号店として「四季亭滝の水店」を開店
1998年8月	子会社「日南商事株式会社」を吸収合併
1998年11月	名古屋市天白区に「セントラルキッチン植田工場」を開設し、生産体制を強化 名古屋市天白区の「セントラルキッチン島田工場」を閉鎖
2001年4月	岐阜県岐阜市に岐阜県進出第1号店として「浜木綿岐阜県庁前店」を開店
2004年10月	愛知県半田市にFC1号店として「浜木綿半田店」を開店（2017年10月閉店）
2005年10月	東京都国分寺市に東京都進出第1号店として「浜木綿国分寺北町店」を開店
2006年2月	三重県鈴鹿市に三重県進出第1号店、FC2号店として「浜木綿鈴鹿店」を開店（2018年7月直営店に変更）
2007年9月	滋賀県草津市に滋賀県進出第1号店として「浜木綿草津店」を開店
2008年8月	愛知県愛知郡長久手町（現 長久手市）に新業態第1号店として「桃李蹊長久手店」（現 桃李蹊竹の山店）を開店
2008年10月	浜松市西区に静岡県進出第1号店として「浜木綿浜松西インター店」を開店
2014年7月	横浜市青葉区に神奈川県進出第1号店として「浜木綿青葉台南店」を開店
2019年4月	大阪府枚方市に大阪府進出第1号店として「浜木綿枚方田口店」を開店
2019年10月	東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）及び名古屋証券取引所市場第二部に株式を上場
2020年7月	名古屋市緑区に新業態第1号店として「メンヤム水広橋店」を開店（桃李蹊水広橋店を業態変更）

3 【事業の内容】

当社は、東海地方を中心に中国料理専門店の店舗展開を行っております。「新しい食文化を創造し、来店されたすべてのお客様に豊かでハッピーな食事時間を提供します」というミッションの下、1967年2月に創業して以来、約半世紀、おいしい中国料理を手頃な価格で顧客に楽しんでもらえるように工夫をしまいにまいりました。手頃な価格でおいしい料理を提供するために、新卒者を自社で調理師に育成し、また約30年前から独自のオーダーシステムを使い料理の提供スピードを上げ、セントラルキッチンで食材の調理技術を共有することで、現在の調理オペレーションを確立してまいりました。その結果、通常の中国料理店より少ない調理師の人数で安定した料理を提供できるようになり、多店舗展開を可能とすることができました。

当社の有する業態は、家族の集いに重きを置いた主力ブランドである「浜木綿」、全室個室タイプの「四季亭」、少人数顧客向けの「桃李蹊」、炒麺（焼きそば）と飲茶を中心とした「メンヤム」であり、これら4業態により店舗展開を行っております。

当社の特徴としましては、中国料理において当社が企画する『ちょっと晴れの日マーケット』（客単価1,500円～3,000円、利用頻度は月に1回程度）に狙いを定め、競合間での差別化を推進しております。また、土日祝日を中心にした家族での利用に加え、平日・昼の時間帯は主婦層がメインとなっており、平日・夜の時間帯は歓送迎会や忘年会、新年会等での宴会利用など、それぞれの用途に適したメニューとオペレーションを用意していることも特徴であります。

各業態の詳細及び店舗数は下記のとおりであります。

(2021年7月31日現在)

業態名	特徴	店舗数
浜木綿	家族の集いに重きを置いた中国料理専門店。 世代を超え2世代、3世代、4世代など大人数での利用に対応できるように、子どもからお年寄りまで満足してもらえるメニューを豊富に取り揃えております。また、家族や気心の知れた仲間たちと周囲を気にすることなく楽しめる個室や座敷、円卓回転テーブル等の設備も充実しております。	32
四季亭	晴れの日やイベントのための個室で楽しめる中国料理専門店。 四季折々の食材を使用した料理を、リーズナブルな価格で提供しております。また、席は全室個室タイプ（一部、半個室）となっており、自宅にいるような気兼ねのない空間でくつろぎながら、食事を楽しむことができます。	3
桃李蹊	地域密着型の小型の中国料理専門店。 夫婦や少人数での利用を意識し、2名席を充実させ、カフェのような空間で料理を堪能できます。また、すべての料理に野菜をたっぷり使用し、昆布や鰹節、干し椎茸などの和だしも積極的に取り入れております。さらに、調理用油としてオメガ3系（えごま油等）、オメガ9系（オリーブオイル等）といわれる食生活で不足しがちな油を使用しており、健康に配慮したヘルシーなメニューが特徴となっております。	6
メンヤム	炒麺（焼きそば）と飲茶を中心とした小型の中国料理専門店。 香港細麺や平打ちの米麺などを使用し、今までの焼きそばとは違った味わいの「炒麺」とアツアツの「飲茶」をメインに提供しております。また、自宅や職場でもメンヤムの味が楽しめるよう、テイクアウトやデリバリーにも対応しております。	1
店舗数合計		42

また、当社は、東海地方を中心に東は東京都から西は大阪府まで幅広い地域に出店しております。当社の戦略として、広い駐車スペースが確保できる幹線道路のロードサイドなど、家族が利用しやすい立地への出店を基本としております。

なお、当社は飲食事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

各業態の店舗数の都道府県別内訳は下記のとおりであります。

(2021年7月31日現在)

	浜木綿	四季亭	桃李蹊	メンヤム	合計
愛知県	19	3	6	1	29
（うち名古屋市）	（8）	（1）	（3）	（1）	（13）
岐阜県	4	-	-	-	4
三重県	4	-	-	-	4
静岡県	1	-	-	-	1
滋賀県	1	-	-	-	1
東京都	1	-	-	-	1
神奈川県	1	-	-	-	1
大阪府	1	-	-	-	1
合計	32	3	6	1	42

[浜木綿業態店舗一覧]

都道府県	店名	所在地
愛知県（名古屋市）	山手通本店	名古屋市昭和区
	未盛店	名古屋市千種区
	黒川店	名古屋市北区
	岩塚店	名古屋市中村区
	守山大森店	名古屋市守山区
	昭和橋通店	名古屋市中川区
	白土店	名古屋市緑区
	新瑞橋店	名古屋市瑞穂区
愛知県（名古屋市以外）	名古屋インター東店	長久手市
	春日井店	春日井市
	一宮店	一宮市
	豊山店	西春日井郡豊山町
	岡崎北店	岡崎市
	岡崎南店	岡崎市
	豊川店	豊川市
	豊田店	豊田市
	安城店	安城市
	半田土井山店	半田市
	津島店	津島市
	岐阜県	岐阜県庁前店
大垣店		大垣市
可児店		可児市
各務原店		各務原市
三重県	鈴鹿店	鈴鹿市
	四日市店	四日市市
	桑名店	桑名市
	津藤方店	津市

静岡県	浜松西インター店	浜松市西区
滋賀県	草津店	草津市
東京都	国分寺北町店	国分寺市
神奈川県	青葉台南店	横浜市青葉区
大阪府	枚方田口店	枚方市
合計		32

[四季亭業態店舗一覧]

都道府県	店名	所在地
愛知県（名古屋市）	滝の水店	名古屋市緑区
愛知県（名古屋市以外）	尾張旭店	尾張旭市
	ディースクエア刈谷店	刈谷市
合計		3

[桃李蹊業態店舗一覧]

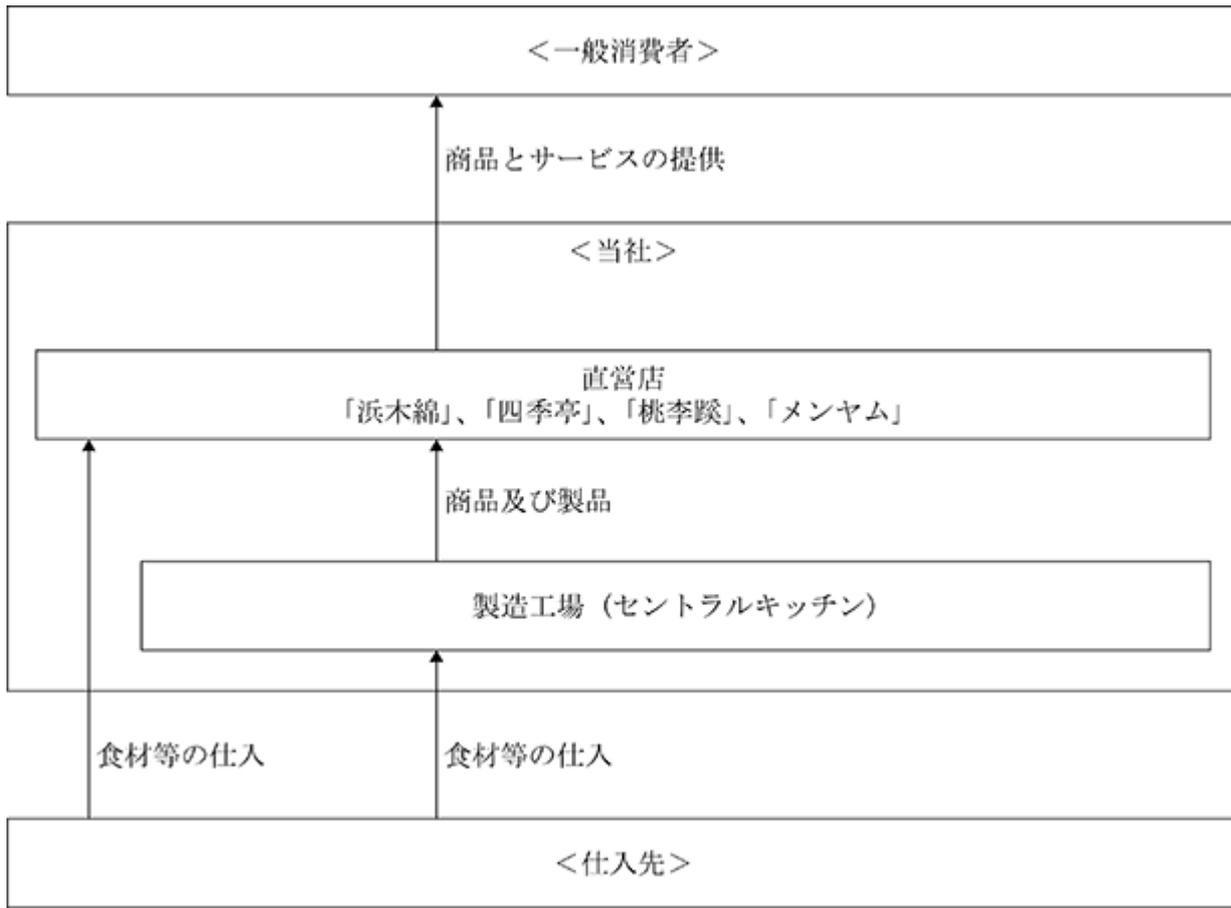
都道府県	店名	所在地
愛知県（名古屋市）	梅森坂店	名古屋市名東区
	茶屋ヶ坂店	名古屋市千種区
	上志段味店	名古屋市守山区
愛知県（名古屋市以外）	図書館通店	長久手市
	竹の山店	長久手市
	春日井東野店	春日井市
合計		6

[メンヤム業態店舗一覧]

都道府県	店名	所在地
愛知県（名古屋市）	水広橋店	名古屋市緑区
合計		1

当社の事業系統図は以下のとおりであります。

[事業系統図]



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2021年7月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
242〔334〕	36.6	8.3	3,867

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均雇用人員(1日8時間換算)を〔〕内に外数で記載しております。
2. 臨時雇用者数には、パートタイマー及びアルバイトの従業員を含み、派遣社員を除いております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 当社の報告セグメントは単一飲食事業であるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、「新しい食文化を創造し、来店されたすべてのお客様に豊かでハッピーな食事時間を提供します」というミッションの下、質の高い料理とサービスをバリュー（商品価値）のある価格で顧客に提供することを基本とし、当社で働くすべての人がチームの一員としてミッションを意識し、顧客のニーズに応じて柔軟に変化していくことが大切であると考えております。また、企業スローガンを「おいしい時間はつながる時間」として、おいしい料理を提供することで、顧客が家族や仲間と楽しい時間を共有できるよう従業員一同、取り組んでおります。

(2) 中長期的な会社の経営戦略

現在、当社は中国料理において4つの業態で店舗を展開しておりますが、中長期的な計画では、当該業態の中で最も安定した営業基盤を構築している「中国料理 浜木綿」の店舗展開を主として考えており、東海地方だけでなく、関東・関西エリアへの店舗展開を検討しております。長期的には、中華料理を主体とした中華居酒屋、都心型の台湾料理店、アメリカのようにテイクアウトを強化したカジュアルな中国料理店などの新たな業態開発や、一般家庭でも簡単に調理することができる食材セット等の販売、全国の中国料理店に加工食材を販売することなども可能であると考えております。今後の更なる店舗展開には、働き方改革や、人手不足を考慮した生産性の向上や合理化・省力化は、一層必要となっておりまいます。現在、セントラルキッチンによる調理割合は、仕入金額ベースで32%程度となっており、店舗の生産性を上げるために当該割合を高めていく必要があります。また、現場の調理オペレーションをより工夫することで、人材の活用も容易となり、出店速度の加速にも貢献するものと考えており、今後もセントラルキッチンでの増産を進めてまいります。そのため、愛知県稲沢市に新たなセントラルキッチンの建設を予定しております。当該セントラルキッチンは、店舗で行っていた調理の一部を実施するだけでなく、新しいメニューや調理法を開発し、現場のオペレーションを改善する新たな中国料理の創造の場としてまいります。

セントラルキッチンで様々なメニュー開発が行われ、新しい現場オペレーションにより、すべての店舗で安定した品質の料理が提供できるようになると、ホテルや飯店と呼ばれる専門店のような豊富なメニューが提供できる本格的な中国料理の業態による事業展開が可能になると考えております。

また、セントラルキッチンの新設と併せ、IT設備の活用も重要な施策と考えております。具体的には、タブレットを活用した注文システムの導入により、顧客に料理の情報を伝達することと併せ、アンケート機能も盛り込み顧客情報を蓄積・活用してまいります。最終的には決済方法の簡素化や予約をWEBで受け付けることなども検討してまいります。また、業務マニュアルなども会社貸与のタブレットやスマートフォンなどからアクセスできるようにすることで、効率的な教育を可能にしてまいります。

セントラルキッチンの生み出すものは、おいしくて、新しい価値を感じられる料理、そして、従業員が短期間で調理を習得でき、どの店舗でもおいしくつくれる中国料理であり、それらに加えて、ITの活用による生産性の向上がこれからの中国料理店を支えるものと考えております。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

損益からみた経営指標では、客数の増減を最も重視しております。客数は実施していることの正否のバロメーターであると考えております。そのほか、当社の工夫の結果と付加価値を表す売上原価率、これからの会社の存続にもかかわる重要な指標である生産性（人時売上高：店舗売上高÷総労働時間）も重視しております。

(4) 経営環境並びに事業上及び財務上の対処すべき課題

外食産業を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化が進み市場規模が縮小傾向にある中、新型コロナウイルス感染症拡大による影響も未だ収束の目途は立っておらず、引き続き厳しい状況が続いております。

このような経営環境の中で、当社は、新型コロナウイルス感染症拡大の防止に努め、お客様と従業員の安全・安心の確保を最優先としたうえで、継続的な成長の実現と企業価値向上のため、以下の課題について重点的に取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症対策

ご来店いただくお客様に安心してお食事をお楽しみいただけるよう、引き続き衛生管理を徹底し、従業員一同、感染拡大防止に最善を尽くしてまいります。

また、ウィズコロナ、アフターコロナなどによる消費者のライフスタイルの変化に向けた新たな取り組みを行い、既存店舗の営業強化とビジネスモデルの再構築を図ってまいります。

人材の採用と育成

当社が今後、安定して成長していくためには、優秀な人材の確保が必要不可欠と考えております。当社の基本理念を理解し、賛同した人材の採用・定着を最重要課題とし、新卒・中途・パート・アルバイトの採用を積極的に行うとともに、教育研修の強化を図り、優秀な人材の確保と育成に取り組んでまいります。

衛生・品質管理の徹底、強化

外食産業において、食中毒事故や偽装表示問題等により食の安全・安心に対する社会的な要請は高まる傾向にあります。当社におきましても、お客様に安全・安心な料理を提供することは最大の責務であり、重要な課題であると考えております。そのため食材の情報及び品質の管理並びに仕入から提供までの衛生管理の徹底、強化に取り組んでまいります。

経営管理体制の強化

店舗の新規出店による企業規模が拡大する中、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織作りを目指すとともに、DX（デジタルトランスフォーメーション）投資の推進により収益力の向上や業務の効率化に努めてまいります。

出店エリアの拡大と新業態の開発

当社は、4つの業態による中国料理店を主に東海地方において展開しております。さらなる事業拡大に向けて、出店エリアの拡大と新業態の開発が重要課題であると考えております。今後、中期的には、既存市場を拡充したエリアに主力業態である「浜木綿」を軸に出店を進めてまいります。長期的には、既存の業態を全国各地の主要都市にて展開していくとともに、客単価が高めでかつ回転率も高い首都圏対応の業態の開発や立地によっては客単価が低いものの一定の回転率が見込めるコンセプト型の業態の開発も検討してまいります。

既存店売上高の維持・向上

外食業界は成熟した市場になっており、商品・サービスに対する選別化、企業間・店舗間競争の激化等により、厳しい経営環境となっております。その中で当社は、当社の強みである品質の安定した料理とサービス力を強化し、より充実した「豊かでハッピーな食事時間」を顧客に過ごしてもらえる環境を整え、既存店売上高の維持・向上に努めてまいります。

新規出店の強化及び投資効果の維持・向上

当社が新たな収益を確保し、継続的に成長するためには、新規出店の強化と投資効果のさらなる向上が重要課題であると考えております。新規出店を着実に実行できるよう、継続的に物件に関する情報収集を徹底するとともに、物件情報の取得・調査・開発等のための人材確保及び社内体制の強化に取り組んでまいります。

また、出店初期投資額の削減に努め、投資回収完了の早期実現が可能な店舗づくりを目指してまいります。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 市場環境について

外食業界は、人口減少や少子高齢化によって市場規模の拡大が見込まれ難い一方で、成熟した市場になっており、顧客の嗜好やニーズはますます多様化し、商品・サービスに対する選別が厳しさを増すとともに、企業間・店舗間競争の激化等により、厳しい経営環境となっております。当社では、サービス力と商品力の向上に努め、新商品の開発やメニュー改定等により既存店舗の売上高の確保を図るとともに、新規出店による事業拡大を積極的に行ってまいります。また、セントラルキッチンの拡充やITの活用等による生産性の向上と店舗収益の確保を施策として実施してまいります。今後、外食産業における市場環境の悪化が進む場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(2) 店舗の出退店について

新規出店計画について

新規出店については、立地条件、賃借条件、収益性等を総合的に検討して決定しております。しかしながら、当社のニーズに合致した条件の物件が必ずしも確保されるとは限らず、新規出店が計画どおり遂行できない事態が発生した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

賃借による店舗展開について

当社の直営店舗の出店については、そのほとんどが土地を賃借しており、賃貸人に対し差入保証金等を差し入れております。新規出店に際しては、賃貸人の与信管理を徹底しておりますが、賃貸人の財政状態が悪化した場合、差入保証金の一部又は全部が回収不能になることや、賃借物件の継続的使用が困難となることも考えられます。

その場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

出退店時に発生する費用及び損失について

当社では、新規出店時に什器備品等の消耗品や広告宣伝及び販売促進に伴う費用が一時的に発生するため、大量の新規出店や期末に近い時点での新規出店は、利益を押し下げる要因となり、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。また、業績の改善が見込めない不採算店舗を閉店する場合には、賃借物件の違約金や固定資産の撤去に係る費用などの店舗閉鎖に伴う損失が発生することとなり、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

出店後の環境変化について

当社は新規出店をする際には、商圈調査を綿密に行った上で意思決定をしております。しかしながら、出店後に周辺の道路や開発環境の想定外の変化、同業他社等による競合店の出店など、立地環境の大幅な変化が発生した場合には、当初の計画どおりに店舗収益が確保できず、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(3) 法的規制について

食品衛生法について

当社のセントラルキッチン及び各店舗では、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づき、管轄保健所を通じて営業許可を取得し、食品衛生責任者を配置しております。また、セントラルキッチン及び各店舗では、衛生管理チェックリストを用いた日々のチェックに加え、臨店による指導及び細菌等の測定検査などを実施し、衛生管理の強化に取り組んでおり、内部監査においても衛生管理状況を確認することで、食中毒等の重大事故の未然防止に努めております。しかしながら、万が一、今後、食中毒等の事故が発生した場合は、食品衛生法の規定に基づき、食品等の廃棄処分、一定期間の営業停止、営業の禁止、営業許可の取り消し等の処分を受けるおそれがあり、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

労働関連法令の規制強化等について

近年の労働環境においては、有期雇用に関する法規制や最低賃金、残業時間その他の労働条件等に係る規制など重大な変化が起りつつあります。今後、これらの規制・基準等が強化・拡大された場合には、法定福利費の増加及び人員体制強化に伴う人件費の高騰により、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。また、当社において労働関連法令の違反が発生した場合は、規制当局から当社の業務改善を命じられる可能性があり、従業員からの請求を受けること等により、当社の財政状態及び経営成績並びにブランドイメージ及び社会的信用に影響を与える可能性があります。

短時間労働者に対する社会保険加入義務の適用基準拡大について

当社の店舗運営において短時間労働者は不可欠なものとなっており、そのうち社会保険加入義務のある対象者は少数であります。今後、短時間労働者の社会保険加入義務の適用が拡大された場合には、保険料の増加及び就業希望者の減少等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）について

2001年5月に施行された「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（食品リサイクル法）により年間100トン以上の食品廃棄物を排出する外食業者（食品関連事業者）は、食品廃棄物の発生量の抑制、減量及び再生利用を通じて、食品残渣物の削減を義務付けられております。当社は食品残渣物を削減するための取り組みを鋭意実施しておりますが、今後、法的規制が強化された場合には、その対応のために、設備投資等に関連する新たな費用が発生し、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(4) 人材採用・育成について

当社が安定的な成長を達成していくためには、優秀な人材の確保が必要不可欠と考えております。当社の基本理念を理解し、賛同した人材の採用・定着を最重要課題とし、積極的な採用活動を行うとともに、採用後の人材教育により早期戦力化を図ってまいります。しかしながら、人材採用環境の変化等により十分な人材の確保及び育成ができない場合は、サービスの低下による集客力の低下、計画どおりの出店が困難となること等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(5) 減損損失について

当社は、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位と捉え、減損会計を適用し、事業用固定資産の投資回収可能性を適時判断しております。

外部環境の著しい変化等により、事業計画において計画した予算を大幅に乖離する事や店舗の収益性が低下し、店舗における営業活動から生じる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナスとなった場合など、減損損失の兆候が認識された場合、店舗の収益性悪化の原因把握を速やかに行い、経営効率の向上や販売促進等の様々な営業施策による改善計画を策定・実行しております。しかしながら、事業環境の変化等により、収益性が著しく低下した場合、減損損失を計上する可能性があり、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(6) 原材料費の価格高騰について

当社の店舗において使用する食材について、天候不順による野菜価格の高騰や、ウイルスの流行等により需給関係が逼迫した場合の仕入コストなど、原材料価格が高騰した場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(7) 自然災害について

当社の店舗展開は東海地方に集中しております。東海地方において大規模な地震や台風、天候不順、異常気象等による自然災害が発生した場合、一時的に来客数が著しく減少し、売上の低下等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(8) インターネット等による風評被害について

SNS等の急激な普及に伴い、インターネット上の書き込みなどによる風評被害が発生・拡散した場合、その内容の正確性にかかわらず、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(9) 個人情報について

当社は、「個人情報の保護に関する法律」に基づく「個人情報取扱事業者」として従業員及び顧客の個人情報を保有しており、これらの個人情報については、適正な管理に努め万全を期しております。しかしながら個人情報が外部へ漏えいするような事態が発生した場合には、社会的信用の失墜、損害賠償による費用の発生等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(10) 商標権について

当社は、複数の業態による店舗ブランドを保有しております。これらの商標が第三者のものと類似する等、第三者の商標権を侵害しているとみなされた場合、商標使用差止め、損害賠償等を請求される可能性があり、これらが生じた場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(11) 物流業務の外部委託について

当社は、各店舗で日々使用する食材等の配送の一部及び当社の植田工場（セントラルキッチン）で調理した加工食材の保管・配送について、昭和冷蔵株式会社に委託しております。

現段階では、効率性やコスト面等により、当該体制における集中配送・集中納品のメリットを活かしてまいりたいと考えておりますが、同社の配送センターにおける事故等、不測の事態が生じた場合には、同社の物流機能が一時的に停止し、当社の店舗に必要な食材等が欠品に陥り、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(12) 有利子負債依存度について

当社は、店舗建築費用及び差入保証金等の出店資金を主に金融機関からの借入れ等により調達しているため、総資産に占める有利子負債（借入金、社債、リース債務）の割合が、第54期事業年度末は44.6%と高い水準にあります。今後、有利子負債依存度が高いまま金利が上昇した場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(13) 特定人物への依存について

当社の代表取締役社長林永芳は、経営方針の策定や経営戦略の決定、業態開発、立地開発及びメニュー開発等の当社の事業推進において重要な役割を果たしております。

当社は、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を目指し、組織の充実を図るとともに人材の育成並びに権限の委譲等、組織的な事業運営に注力しておりますが、同氏が何らかの理由により業務執行できない事態となった場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(14) 配当について

当社は、将来の積極的な事業展開と経営環境の急激な変化に備えた経営体質の構築並びに財務基盤の強化に必要な内部留保を確保するとともに、株主への安定的かつ継続的な利益還元を経営の重要施策として、業績を勘案しながら成果配分を行うことを基本方針としております。しかしながら、業績の低迷等により安定的な配当が維持できなくなる可能性があります。

(15) 感染症の流行について

新型コロナウイルス等による感染症の流行・拡大の状況によっては、店舗の営業時間の短縮や臨時休業の実施、外出自粛等による来店客数の減少、個人消費の低迷や原材料等の供給の遅延が想定され、当社の財政状態

及び経営成績に影響を与える可能性があります。

また、当社は、各店での日々使用する食材等の一部について、名古屋市天白区の植田工場（セントラルキッチン）にて生産をしております。従業員から感染者が発生し、生産活動や店舗への食材等の供給に支障をきたす事態が発生した場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

当社では、現在発生・流行しております新型コロナウイルス感染症に対し、ご来店いただくお客様に安心してお食事をお楽しみいただけるよう、衛生管理を徹底し、従業員一同、感染拡大防止に最善を尽くしております。また、ウィズコロナ、アフターコロナなどによる消費者のライフスタイルの変化に向けた新たな取り組みを行い、既存店舗の営業強化とビジネスモデルの再構築を図ってまいります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態の状況

当事業年度における総資産は4,227百万円、負債は2,746百万円、純資産は1,480百万円であり、自己資本比率は35.0%となりました。当事業年度における財政状態の状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（流動資産）

流動資産につきましては前事業年度末に比べ639百万円減少し、1,654百万円となりました。これは主に現金及び預金が745百万円減少したことによるものであります。

（固定資産）

固定資産につきましては前事業年度末に比べ45百万円減少し、2,572百万円となりました。これは主に土地が397百万円増加した一方、建物が184百万円、建設仮勘定が72百万円、リース資産が57百万円、繰延税金資産が77百万円減少したことによるものであります。

（流動負債）

流動負債につきましては前事業年度末に比べ16百万円増加し、1,089百万円となりました。これは主に未払法人税等が17百万円、未払金が12百万円増加した一方、未払消費税等が8百万円減少したことによるものであります。

（固定負債）

固定負債につきましては前事業年度末に比べ503百万円減少し、1,656百万円となりました。これは主に長期借入金が356百万円、社債が100百万円減少したことによるものであります。

（純資産）

純資産につきましては前事業年度末に比べ197百万円減少し、1,480百万円となりました。これは主に利益剰余金が197百万円減少したことによるものであります。

経営成績の状況

当事業年度（2020年8月1日から2021年7月31日まで）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が世界規模で拡大する中、国内の消費活動も冷え込み、景気は依然として足踏み状態が続きました。政府によるGoToキャンペーン事業などの需要喚起策や中国を始めとする海外経済の回復もあり、一時持ち直しの動きが見られたものの、2021年1月以降は再三にわたり、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等が発令されるなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に関しては、未だに収束が見通せないことから依然として不透明な状況で推移しております。

外食業界におきましては、緊急事態宣言等の発出に伴い政府及び各自治体から外出自粛や営業時間短縮等の要請がなされ、外食需要は大幅に落ち込むなど、引き続き厳しい状態が続いております。また、テイクアウトやデリバリーの需要が増加している中、同業者が多数参入しており、競争激化も懸念され、今後も予断を許さない状況にあります。

このような状況の中、当社におきましては、新型コロナウイルス感染症対策を最優先課題とし、ご来店いただくお客様に安心してお食事をお楽しみいただけるよう、引き続き衛生管理を徹底し、従業員一同、感染症拡大防止に最善を尽くしてまいりました。また、営業面では、テイクアウトメニューの充実化やデリバリーの拡大など様々な販売施策を実施するとともに、WEB予約システムを導入するなどDX（デジタルトランスフォーメーション）の強化にも取り組み、売上高の回復に努めました。これらの結果、「GoToイート」の恩恵もあり、売上高は回復基調で推移しておりましたが、2020年12月から断続的に時短営業を余儀なくされ、繁忙期である年末年始の営業は宴会需要が激減するなど、大変厳しい状況となりました。

店舗展開につきましては、当事業年度において新規出店及び業態変更は実施しておりません。一方、退店につきましては「桃李蹊 小牧岩崎店」（愛知県小牧市）を1店舗実施いたしました。

これにより、当事業年度末の店舗数は、「浜木綿」32店舗、「四季亭」3店舗、「桃李蹊」6店舗、「メンヤム」1店舗の合計42店舗（すべて直営店）となっております。

また、新型コロナウイルス感染拡大に伴う政府及び各自治体からの要請により、当社の店舗においても営業時間の短縮や酒類提供の停止を実施せざるを得ず、来客数は大幅に減少しました。この結果、売上高は、前期に比べて470百万円減少し、2期連続の減収となりました。

利益面につきましては、売上が厳しい中、引き続き人件費などを中心に徹底的なコストコントロールに努めましたが、売上高販売管理費率は前期に比べ4.5ポイント増加しました。これにより、営業利益は大幅な減益となったものの、営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金247百万円を営業外収益に計上し、経常利益は前期に比べ増益となりました。また、特別損失として減損損失115百万円など合計117百万円を計上しております。

以上の結果、当事業年度の売上高は4,228百万円（前期比10.0%減）、営業損失は177百万円（前期は営業利益27百万円）、経常利益は84百万円（前期比321.0%増）、当期純損失は160百万円（前期は当期純損失9百万円）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ738百万円減少し、1,132百万円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果増加した資金は156百万円（前年同期は68百万円の増加）となりました。これは主に、税引前当期純損失を33百万円計上する一方、減価償却費を213百万円、減損損失を115百万円計上したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果減少した資金は338百万円（前年同期は382百万円の減少）となりました。これは主に、有価証券の償還による収入が1,000百万円あった一方、有形固定資産の取得による支出が346百万円及び有価証券の取得による支出が1,000百万円あったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果減少した資金は556百万円（前年同期は1,535百万円の増加）となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出が362百万円、社債の償還による支出が100百万円あったことによるものであります。

す。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当事業年度における生産実績を品目別に示すと、次のとおりであります。なお、当社は飲食事業の単一セグメントであるため、生産実績につきましては、飲食事業について記載しております。

品目別	生産高(千円)	前年同期比(%)
点心	143,551	90.1
加工材料	83,082	91.4
主菜、スープ	60,000	97.3
嗜好飲料	33,424	129.1
調味料	39,300	119.2
合計	359,359	96.9

(注) 1. 金額は製造原価によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

b. 受注実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

c. 仕入実績

当事業年度における仕入実績を品目別に示すと、次のとおりであります。なお、当社は飲食事業の単一セグメントであるため、仕入実績につきましては、飲食事業について記載しております。

品目別	仕入高(千円)	前年同期比(%)
農産物類	385,613	98.2
海産物類	148,153	83.6
畜産物類	207,534	93.3
嗜好飲料類	88,173	73.8
調味料類	140,283	97.7
その他	30,658	77.7
合計	1,000,417	91.4

(注) 1. 金額は仕入価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

d. 販売実績

当事業年度における販売実績を業態別及び都道府県別に示すと、次のとおりであります。なお、当社は飲食事業の単一セグメントであるため、販売実績につきましては、飲食事業について記載しております。

業態別	販売高(千円)	構成比(%)	前年同期比(%)
浜木綿業態	3,660,494	86.6	90.5
四季亭業態	266,380	6.3	82.9
桃李蹊業態	267,389	6.3	80.1
メンヤム業態	34,355	0.8	11,379.3
飲食事業	4,228,619	100.0	90.0
合計	4,228,619	100.0	90.0

都道府県別	販売高(千円)	構成比(%)	前年同期比(%)
愛知県	2,843,499	67.3	89.5
岐阜県	461,903	10.9	89.4
三重県	405,742	9.6	98.0
滋賀県	155,946	3.7	91.8
東京都	111,324	2.6	82.1
静岡県	107,310	2.5	99.2
大阪府	85,597	2.0	77.1
神奈川県	57,296	1.4	84.6
合計	4,228,619	100.0	90.0

- (注) 1. 金額は販売価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 主要な販売先については、総販売実績の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

財政状態及び経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容につきましては、「3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要」に含めて記載しております。

なお、当社は店舗における客数、売上原価率及び人時売上高を経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標として捉えております。

客数は、第54期事業年度においては、通期にわたり新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を大きく受け、既存店の客数が13.5%、全店の客数が9.7%それぞれ前事業年度から減少いたしました。

売上原価率は、売上が厳しいなか、引き続き原価管理を徹底したことにより、第54期事業年度は前事業年度と比べ0.3%増とほぼ同水準となりました。

生産性の指標である人時売上高は、新型コロナウイルス感染症拡大による客数減少に伴い、雇用調整などによる人件費の抑制に努めましたが、第54期事業年度は前事業年度から3.6%減少いたしました。

また、当社の経営成績に重要な影響を与える要因としては、市場規模の変動、消費者の嗜好の変化、他社との競合等が挙げられます。外食業界は、人口減少や少子高齢化によって市場規模の拡大が見込まれ難い一方で、成熟した市場になっており、顧客の嗜好やニーズはますます多様化し、商品・サービスに対する選別が厳しさを増すとともに、企業間・店舗間競争の激化等により、厳しい経営環境となっております。この対応策として、新商品の開発やメニュー改定等により既存店舗の売上高の確保を図るとともに、新規出店による事業拡大を積極的に行ってまいります。ウィズコロナ、アフターコロナなどによる消費者のライフスタイルの変化に向けた新たな取り組みを行い、既存店舗の営業強化とビジネスモデルの再構築を図ってまいります。

また、当社の安定的な成長には、人材の確保が必要不可欠であり、当社の経営成績に重要な影響を与えます。近時、多くの業界で人手不足が深刻な問題となっており、当社におきましても予定どおり人材の確保を行うことが困難な場合には、新規出店等が不可能となるため当社の経営成績に影響を与えます。この対応策として、積極的な採用活動とともに、採用後の人材教育に注力し早期戦力化を図っております。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容につきましては、「3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要」に含めて記載しております。

当社の主な資金需要としては、大きく分けて設備投資資金及び運転資金となっております。基本的には「営業活動によるキャッシュ・フロー」を中心としながらも、新規出店等の設備資金については、長期借入金により資金調達を行っております。

また、銀行借入金につきましては、当座貸越枠350百万円を設定し、手許流動性預金とあわせ、緊急な支出にも対応可能な体制を整えております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

この財務諸表の作成に当たって、必要な見積りは、合理的な基準に基づいて実施しております。詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載のとおりであります。

また、新型コロナウイルスの感染症拡大に伴う営業自粛及び営業時間短縮等により、売上高の減少等の影響が生じております。

当事業年度の財務諸表の作成にあたっては、新型コロナウイルスの影響が、2022年7月期第1四半期以降徐々に回復していくものと仮定し、固定資産の減損及び税効果会計等の会計上の見積りを行っております。

ただし、将来の不確実性により、最善の見積りを行った結果として見積られた金額と事後的な結果との間に乖離が生じる可能性があります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資の総額は436百万円であり、主なものはセントラルキッチン建設予定地用の土地であります。なお、重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社は飲食事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

また、重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

2021年7月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額(千円)									従業員数 (名)
		建物	構築物	機械及び 装置	車両運 搬具	工具、器 具及び備 品	土地 (面積㎡)	リース資 産	その他	合計	
本社 (名古屋市 昭和区)	本社機 能・事務 所他	23,401	-	0	2,410	490	182,482 (1,020.45) -	1,355	22,799	232,940	72 〔7〕
セントラル キッチン 植田工場他 (名古屋市 天白区他)	調理加工 工場	6,339	-	7,428	0	1,802	359,936 (7,256.78) 529.84	364	-	375,870	7 〔20〕
浜木綿業 態32店舗 (名古屋市 昭和区他)	店舗設備 他	803,457	117,692	-	0	39,838	136,521 (918.94) 49,127.28	115,115	3,737	1,216,362	140 〔263〕
四季亭業 態3店舗 (名古屋市 緑区他)	店舗設備 他	21,857	385	-	-	1,937	- (-) 2,981.00	1,517	-	25,698	12 〔21〕
桃李蹊業 態6店舗 (愛知県長 久手市他)	店舗設備 他	31,545	3,811	-	-	214	- (-) 6,083.06	2,851	802	39,224	9 〔20〕
メンヤム 業態1店 舗(名古屋 市緑区)	店舗設備 他	6,111	1,502	-	0	1,120	- (-) 857.91	358	-	9,092	2 〔3〕
その他 (名古屋市 天白区他)	倉庫他	-	-	-	-	-	38,833 (165.20) -	-	49,632	88,466	- 〔-〕

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー及びアルバイトを含み、派遣社員を除く。)は、年間平均雇用人員(1日8時間換算)を〔 〕内に外数で記載しております。
4. 賃借している土地の面積を〔 〕内に外数で記載しております。
5. 土地に係る年間賃借料は、363,372千円(植田工場6,840千円、浜木綿業態299,497千円、四季亭業態32,299千円、桃李蹊業態19,431千円、メンヤム業態5,304千円)となります。
6. 帳簿価額のうち「その他」は建設仮勘定、無形固定資産及び投資その他の資産の「その他」(投資不動産)の合計であります。
7. 当社は飲食事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社の出店計画等の主なものは次のとおりであります。なお、当社は飲食事業の単一セグメントであるため、セグメントの名称は記載しておりません。

(1) 重要な設備の新設等

2021年7月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手(予定)年月	完了予定年月	完成後の 増加能力
		総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
セントラルキッチン (愛知県稲沢市)	建物設備 等	487	-	自己資金又は 借入金	未定(注)3	未定(注)3	-
新規2店舗 (愛知県他)	店舗設備 等	330	-	自己資金又は 借入金	2021年9月	2022年6月	298席 (予定)

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力は客席数(予定)を記載しております。

3. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、着手予定年月及び完了予定年月を未定に変更しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,768,000
計	2,768,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2021年7月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年10月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,072,200	1,072,200	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード) 名古屋証券取引所 (市場第二部)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式であり ます。 なお、単元株式数は100株であ ります。
計	1,072,200	1,072,200	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2019年8月6日 (注)1	346,000	692,000	-	284,160	-	206,510
2019年10月17日 (注)2	310,000	1,002,000	302,312	586,472	302,312	508,822
2019年11月18日 (注)3	70,200	1,072,200	68,459	654,931	68,459	577,281

(注)1. 株式分割(1:2)によるものであります。

2. 有償一般募集増資(ブックビルディング方式による募集増資)

発行価格 2,120円

引受価額 1,950.40円

資本組入額 975.20円

3. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価格 1,950.40円

資本組入額 975.20円

割当先 野村證券株式会社

(5) 【所有者別状況】

2021年7月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	9	29	8	1	1,966	2,014	-
所有株式数(単元)	-	100	1,151	3,143	77	1	6,244	10,716	600
所有株式数の割合(%)	-	0.93	10.74	29.33	0.72	0.01	58.27	100.00	-

(注) 自己株式 62株が、「単元未満株式の状況」に含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2021年7月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
有限会社AMcosmos	名古屋市天白区向が丘4丁目149	210,000	19.58
auカブコム証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目3番2号 経団連会館6階	106,400	9.92
浜木綿従業員持株会	名古屋市昭和区山手通3丁目13番地の1(株)浜木綿内	41,787	3.89
武藤 まなみ	横浜市都筑区	40,000	3.73
林 あづみ	名古屋市天白区	40,000	3.73
サッポロビール株式会社	渋谷区恵比寿4丁目20-1	40,000	3.73
渡辺 栄治	愛知県半田市	27,400	2.55
株式会社昭和	名古屋市熱田区明野町2-3	24,000	2.23
株式会社マルト水谷	愛知県春日井市松河戸町段下1400	24,000	2.23
林 禮子	名古屋市天白区	21,600	2.01
計		575,187	53.60

(注) 1. 2020年2月13日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、上遠野俊一氏が2020年1月27日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社としては2021年7月31日末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
上遠野 俊一	福島県いわき市	104,100	9.71

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,071,600	10,716	-
単元未満株式	普通株式 600	-	-
発行済株式総数	1,072,200	-	-
総株主の議決権	-	10,716	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式62株が含まれております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	-	-
当期間における取得自己株式	45	146

(注) 当期間における取得自己株式には、2021年10月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	62	-	107	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2021年10月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、将来の積極的な事業展開と経営環境の急激な変化に備えた経営体質の構築並びに財務基盤の強化に必要な内部留保を確保するとともに、株主への安定的かつ継続的な利益還元を経営の重要施策として、業績を勘案しながら成果配分を行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としており、配当の決定機関は取締役会であります。

第54期事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり15円の配当を実施することを決定いたしました。

内部留保資金の用途につきましては、今後の新規出店及び予想される経営環境の変化に対応すべく、有能な人材を確保し競争力を高めるために有効に投資してまいりたいと考えております。

当社は、期末配当の基準日を7月31日、中間配当の基準日を1月31日としており、会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

なお、基準日が第54期事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2021年9月10日 取締役会決議	16,082	15

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの確立を企業の重要課題と捉え、経営の健全化、コンプライアンス体制の充実、企業倫理の確立、株主をはじめとするステークホルダーに対する経営の透明性の向上、経営監視機能の強化及びリスク管理の徹底を図ることで、企業価値を最大限に高めることを目指しております。

当社は、監査等委員会設置会社を採用しており、取締役会の議決権を有する監査等委員により取締役会の監督機能を一層強化し、ルールに基づいた事業運営を徹底し、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図っております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は株主・顧客・取引先・従業員等の社内外のステークホルダーに対して経営の透明性の向上を図るとともに、経営環境の変化に迅速に対応し、機動的かつ公正な企業経営を実現するため、以下の企業統治の体制を採用しております。

当社の各機関は以下のとおりであります。

(取締役会)

取締役会は取締役11名(うち監査等委員4名(うち社外取締役3名))で構成されており、月に1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することで経営に関する重要な意思決定を迅速に行っております。取締役会では、法定事項及び経営に関する重要事項を決定するとともに、業績の進捗状況及び各取締役の業務執行状況の報告等について、審議しております。

(監査等委員会)

当社は監査等委員会設置会社であり、社外取締役3名を含む監査等委員4名で構成されております。月に1回の監査等委員会での各監査等委員の監査報告及び協議の実施、重要会議への出席等により、監査・監督機能とコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図っております。

(内部統制委員会)

当社における内部統制の運営を主管し、内部統制体制の構築、整備及び運用状況の評価を行うため、代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会を設置しております。内部統制委員会は、取締役(社外取締役を除く)で構成され、四半期に1回及び必要に応じて臨時に開催し、リスク管理体制及びコンプライアンス体制のチェック・指導も行っております。

(経営会議)

経営に関する重要事項及び取締役会の委嘱を受けた事項を審議するため、経営会議を月に1回開催しております。経営会議は、取締役(社外取締役を除く)で構成され、経営計画などの経営課題及び各部門の個別課題などを審議しております。

- (b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・ 株主総会議事録、取締役会議事録及び稟議書等経営及び業務執行にかかわる重要な情報について、法令及び文書保存規程等関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。
 - ・ 文書保存規程等の関連規程は、必要に応じて見直しを図る。
- (c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ 各部門の責任者は、管轄業務に関するリスクの把握に努め、適切にリスク管理を実施する。
 - ・ 企業の継続的発展を脅かすあらゆるリスクを把握し、リスクマネジメント体制を整備するため、「リスク管理規程」を定め、内部統制委員会を設置する。
 - ・ 経営上重要なリスクは、内部統制委員会において、把握・分析・評価を行い、改善策を策定するなど、適切な危機管理を行う体制を整える。
 - ・ 事業活動に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、速やかに取締役（監査等委員を含む）に報告するとともに、取締役会及び経営会議で審議する。
 - ・ 大規模災害や不祥事の際は、代表取締役社長を総括責任者として、各取締役と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を整え、必要に応じて顧問弁護士等と迅速な対応を図る。
 - ・ 情報セキュリティ活動を主導するため、「情報セキュリティ規程」を定め、情報資産の取扱い基準を定める。
- (d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 当社は、業務分掌及び職務権限に関する規程等において、各取締役（監査等委員である取締役を除く）の業務執行の分担を明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を構築する。
 - ・ 各取締役（監査等委員である取締役を除く）は、管轄する部門が実施すべき具体的な施策の決定及び効率的な業務執行体制の整備を行うとともに、取締役会において目標に対する進捗状況を報告する。
 - ・ 取締役会における意思決定にあたっては、十分かつ適切な情報を各取締役に提供する。
 - ・ 内部統制委員会は、取締役会に対し適宜状況報告を行う体制を整える。
- (e) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項並びにその使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項
- ・ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議を行い、必要に応じて補助すべき使用人を配置する。
 - ・ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会に係る職務については、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行する。
- (f) 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制
- ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、取締役会及び必要に応じて経営会議へ出席する監査等委員を通じて、職務の執行状況や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項等について監査等委員会へ報告する。
 - ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、監査等委員会から業務執行に関する報告を求められたときは、迅速かつ的確に対応する。
 - ・ 監査等委員会に報告した者が、当該報告を理由として不利な扱いがなされないことを確保するための体制を整備する。
- (g) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査等委員は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき支払いを行う。

(h) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査等委員会又は常勤監査等委員は、代表取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。
- ・ 監査等委員会又は常勤監査等委員は、会計監査人及び内部監査室と意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求めることができる体制を構築する。
- ・ 監査等委員会又は常勤監査等委員に対しては、必要に応じ書類の閲覧を提供する。

(i) 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

- ・ 反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶する旨の反社会的勢力に対する基本方針を定め、取締役及び従業員全員に周知徹底する。
- ・ 平素より関係行政機関及び関係団体等からの情報収集に努め、事案発生時には関係行政機関及び弁護士等と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処する。

b. リスク管理体制の整備の状況

当社は、事業活動全般にわたり生じる様々なリスクに対して、その低減及び回避のための諸施策を実施するほか、「リスク管理規程」、「内部統制委員会規則」を制定し、内部統制委員会を四半期に1回及び必要に応じて開催し、リスク管理及び対応に関する事項について審議・決定しております。

また、当社に大きな影響を及ぼすリスクに対しては、「リスク管理規程」に基づき、リスク対策本部を設置し、情報の収集・分析をはじめ、対応策及び再発防止策の検討・決定を行う組織体制を整備しております。

c. 責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間において、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

d. 役員賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、1年毎に契約更新しております。

当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役であり、被保険者が負担することになる職務の執行に関する責任、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求や被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求は填補されないなど、一定の免責事由があり、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。また、保険料は、特約部分も含め当社が負担しております。

e. 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は12名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款で定めております。

f. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

g. 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

(a) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(b) 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む）の賠償責任を、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款に定めております。これは取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(c) 自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

h. 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議の要件について、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2)【役員の状況】

役員の一覧

男性8名 女性3名(役員のうち女性の比率27.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	林 永芳	1948年3月19日	1971年4月 当社入社 1975年9月 取締役 1977年9月 専務取締役 1978年10月 有限会社ハマユウフードシステムズ(現 有限会社AMcosmos代表取締役社長(現任)) 1987年9月 代表取締役社長(現任)	(注)2	210,000 (注)5
取締役 店舗運営部長	嶋津 義隆	1966年3月19日	1988年4月 当社入社 2010年4月 執行役員浜木綿運営部長 2011年10月 取締役浜木綿運営部長 2012年4月 取締役店舗運営本部副本部長 2015年10月 取締役店舗運営本部長 2016年8月 取締役店舗運営部長(現任)	(注)2	2,200
取締役 店舗開発部長	生田 彰則	1968年10月30日	1987年4月 当社入社 2001年11月 営業部福厨(ハッピーキッチン)運営グループ マネジャー 2005年8月 営業部名古屋営業グループマネジャー 2012年4月 店舗運営本部浜木綿運営グループマネジャー 2013年8月 店舗運営本部副本部長 2015年10月 店舗開発部長 2016年10月 取締役店舗開発部長(現任)	(注)2	7,600
取締役 営業企画部長	山本 美穂	1968年8月21日	2001年9月 当社入社 2005年2月 開発部企画開発グループマネジャー 2008年3月 開発部メニュー開発グループマネジャー 2011年3月 企画部営業企画グループマネジャー 2015年10月 営業企画部長 2016年10月 取締役営業企画部長(現任)	(注)2	1,400
取締役 業務部長	三浦 祐明	1965年9月8日	1986年4月 株式会社アトム入社 1999年4月 同社経理部長 2007年12月 当社入社 業務部長 2016年10月 取締役業務部長(現任)	(注)2	1,000
取締役 調理開発部長	大島 敏幸	1958年7月11日	1977年4月 株式会社名古屋国際ホテル(現 ワシントンホテル株式会社)入社 2007年6月 同社中国料理スーパーバイザー 2008年3月 当社入社 開発部調理・調理師開発グループ マネジャー 2011年3月 企画部調理料理開発指導グループマネジャー 2015年10月 料理開発指導部長 2016年8月 調理開発部長 2016年10月 取締役調理開発部長 2021年10月 取締役調理開発部長 兼 商品部管掌(現任)	(注)2	1,000
取締役 浜木綿山手通本店 担当	桑添 久子	1944年9月20日	1975年3月 当社入社 2005年9月 人財サポートグループマネジャー 2006年10月 取締役人材開発室長 2009年8月 取締役営業部顧問 2010年4月 取締役浜木綿山手通本店担当(現任)	(注)2	9,400

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	細川 英一	1949年10月23日	1992年12月 東建コーポレーション株式会社入社 2000年10月 株式会社ユニホー入社 2001年7月 当社入社 2003年7月 業務部長 2003年10月 取締役業務部長 2007年6月 取締役営業部長兼名古屋営業管掌兼業務部長 2007年12月 取締役営業部長兼名古屋営業管掌 2008年3月 取締役営業部長 2009年10月 取締役業務部管掌 2010年4月 取締役社長室長 2015年10月 当社常勤監査役 2017年10月 取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	1,000
取締役 (監査等委員)	大山 元靖	1937年10月3日	1994年10月 株式会社JBイレブン入社 1995年9月 同社取締役事業部長 1997年9月 同社専務取締役 2005年3月 株式会社JA東海グリーン入社 2006年6月 当社常勤監査役 2015年10月 社外監査役 2017年10月 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	1,000
取締役 (監査等委員)	細田 和美	1948年10月11日	1977年9月 税理士登録 細田和美税理士事務所所長(現任) 1987年9月 監査役 2015年10月 社外監査役 2017年10月 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	3,000
取締役 (監査等委員)	野口 葉子 (戸籍上の氏名:春馬葉子)	1974年11月19日	2001年10月 第二東京弁護士会 弁護士登録 鳥飼総合法律事務所入所 2003年11月 名古屋弁護士会(現 愛知県弁護士会) 弁護士登録 石原総合法律事務所入所 2006年10月 春馬・野口法律事務所開設パートナー(現任) 2009年6月 ジャパンマテリアル株式会社 社外監査役(現任) 2015年7月 株式会社ナ・デックス 社外取締役(現任) 2015年8月 株式会社沓番屋 社外取締役(監査等委員)(現任) 2019年8月 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	-
計					237,600

- (注) 1. 監査等委員である取締役 大山元靖、細田和美及び野口葉子(戸籍上の氏名:春馬葉子)は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員を除く。)の任期は、2021年7月期に係る定時株主総会終結の時から2022年7月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 取締役(監査等委員)の任期は、2021年7月期に係る定時株主総会終結の時から2023年7月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査等委員会の体制は、次のとおりであります。
委員長 細川英一、委員 大山元靖、委員 細田和美、委員 野口葉子(戸籍上の氏名:春馬葉子)
なお、細川英一は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、十分な情報収集により監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するためであります。
5. 代表取締役社長 林永芳の所有する当社の株式には、同氏の資産管理会社である有限会社AMCOSMOSが保有する株式数を含めて記載しております。

社外役員の状況

当社の社外取締役は大山元靖、細田和美及び野口葉子(戸籍上の氏名:春馬葉子)の3名であります。

大山元靖は、他社での長年にわたる企業経営に関する豊富な知識と経験を有しており、当社経営全般に関する意見や、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を期待できるものとして、社外取締役に選任しております。同氏は当社株式を1,000株保有しておりますが、その他の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

細田和美は、税理士として企業会計に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有していることから、専門の見地より経営の監視や適切な助言を期待できるものとして、社外取締役に選任しております。同氏は当社株式を3,000株保有しておりますが、その他の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

野口葉子(戸籍上の氏名:春馬葉子)は、弁護士としての高い専門性を有しており、会社法を中心とする企業法務、内部統制システム及びコーポレート・ガバナンス等に関する知識と経験に加え、複数の企業での社外役員の経験を有している法律の専門家として、的確な経営判断に資する助言・提言を期待できるものとして、社外取

締役に選任しております。なお、同氏及びその兼務先と当社との間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社においては、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針を定めておりませんが、選任にあたっては株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にし、かつ知識・経験及び能力を総合評価したうえで、適正な監査・監督を実施できる人物を選任しております。

社外取締役又は社外監査等委員による監督又は監査と内部監査、監査等委員監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社の社外取締役は、3名の監査等委員である取締役であり、取締役会に出席し必要に応じて意見を述べ議決権を行使するとともに、報告事項を聴取し、取締役の業務執行につき適切な監査・監督を行っております。

監査等委員会と内部監査部門は、相互の連携を図るため、監査計画、実施状況等について相互に情報の交換を行っております。内部監査部門による監査の結果につきましては、社長に直接報告されるほか、被監査部門の責任者にも報告されます。

また、内部監査部門、監査等委員会及び会計監査人は、四半期に一度情報交換を行うことで、会計監査との相互連携及び監査の実効性確保に努めております。

(3)【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員会は常勤の監査等委員1名及び社外取締役である監査等委員3名の計4名で構成されております。監査等委員会規程、監査等委員会監査等基準、監査計画及び業務分担に基づき、監査を実施しております。月に1回の監査等委員会での各監査等委員の監査報告及び協議の実施、重要会議への出席、取締役及び幹部社員に対するヒアリング、稟議書等各種書類の閲覧等により、取締役の職務執行について監査を行っております。

なお、常勤監査等委員である細川英一は、2003年10月から2012年10月まで当社取締役を務めてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度において当社は監査等委員会を13回開催しており、個々の監査等委員の出席状況について、次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
細川 英一	13回	13回
大山 元靖	13回	12回
細田 和美	13回	13回
野口 葉子 (戸籍上の氏名：春馬葉子)	13回	13回

監査等委員会における主な検討事項は、以下のとおりであります。

- a. 監査の方針及び計画の策定
- b. 内部統制システムの整備及び運用状況
- c. 取締役（監査等委員を除く）の選解任等及び報酬等の評価
- d. 会計監査人の監査の相当性判断、会計監査人の評価等

常勤監査等委員の主な活動としては、以下のとおりであります。

- a. 取締役会その他重要な会議や各種委員会への出席
- b. 内部統制システムの有効性の確認
- c. 代表取締役との意見交換及び取締役からの計画進捗状況の聴取
- d. 重要な決裁書類、契約書等の閲覧
- e. 内部監査室の監査結果の聴取または情報交換の実施
- f. 会計監査人との連携を図り、監査方法の妥当性の確認と評価

内部監査の状況

当社は、内部監査室（内部監査室長1名）を設置しております。毎期、年間監査計画を策定し、当該計画に基づき各店舗又は各部門への監査を実施し、業務活動が法令及び規程等に則して合理的に運用されているか等を検証することにより、経営の合理化と効率性向上に資することを目的としております。

内部監査室は、年間監査計画に基づき内部監査を実施し、監査報告書にて内部監査の結果を代表取締役社長へ報告しております。改善を要する事項については、改善指示書にて被監査部門へ通知しており、被監査部門から提出された改善報告書をもとに、必要に応じてフォローアップ監査を実施し、指摘事項の改善確認・指導を行っております。

なお、監査等委員会と内部監査室は、緊密な連携を維持するため、月に1回連絡会を開催し、それぞれの監査の結果等を報告し意見交換を行っております。また、必要に応じ、監査等委員は内部監査室の実査に同行しております。監査等委員会及び内部監査室は、会計監査人と3ヶ月に1回、監査報告会等を開催し、情報交換を行うなど、適宜連携を図っております。

会計監査の状況

- a. 監査法人の名称
有限責任 あずさ監査法人

- b. 継続監査期間
2017年7月期以降

- c. 業務を執行した公認会計士
指定有限責任社員 業務執行社員 岡野 英生
指定有限責任社員 業務執行社員 稲垣 吉登

- d. 監査業務に係る補助者の構成
当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、その他5名であります。

- e. 監査法人の選定方法と理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務執行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合には監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が解任致します。その他、会計監査人の会社法等関連法令違反や独立性、専門性、職務の執行状況、そのほかの諸般の事情を総合的に判断して会計監査を適切に執行することが困難であると認められる場合は、監査等委員会は、解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とすることを求めます。

- f. 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況についての報告、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している

旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
16,500	1,000	16,000	-

当社における前事業年度の非監査業務の内容は、株式上場に係るコンフォートレター作成業務等であります。

b. 監査報酬の決定方針

当社は、監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針を定めておりませんが、過去の実績及び監査業務に伴う業務量等を勘案し、監査等委員会の同意を得て決定しております。

c. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬の見積もりの算定根拠等について検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をしております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員の報酬等の額につきましては、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内で、経営状況や財務状況、他社の水準等を総合的に判断し、取締役の職責・役位ごとに設定しており、各取締役の在任期間、経営への貢献度等を勘案し、決定しております。

取締役の報酬限度額は、2019年6月27日開催の臨時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）が年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役が、年額50百万円以内と決議されております。なお、本決議時点において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は9名、監査等委員である取締役は3名であります。

当社の取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬及び譲渡制限付株式報酬で構成されております。基本報酬は、職責及び役位毎に応じた堅実な職務遂行を促すための金銭報酬としております。譲渡制限付株式報酬は、職責及び役位毎に設定した額を、譲渡制限付株式の付与のための報酬として支給することにより、長期の企業価値（株価）連動型報酬の性格を持たせたものであります。

基本報酬、譲渡制限付株式報酬の構成比率は、当社の企業価値向上に向けたインセンティブとなるよう適切に設定しております。

監査等委員の報酬は、基本報酬のみとしております。

なお、2021年10月27日開催の第54期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）を対象に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬を、上記年額300百万円とは別枠にて、年額30百万円以内として付与することが決議されております。

役員報酬の決定方法といたしまして、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、基本報酬につきましては、取締役会から授権された代表取締役が、役職や業績等を勘案のうえ決定しております。譲渡制限付株式報酬につきましては、役職等に応じた報酬案を代表取締役が策定し、取締役会で決定しております。また、監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員会の協議により決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く)	108,000	108,000	-	-	-	9
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	7,020	7,020	-	-	-	1
社外役員	13,824	13,824	-	-	-	3

(注) 当社は使用人分給与を支給している兼務役員はおりません。

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載を省略しております。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、資産運用を目的として保有する株式を純投資目的と区分し、それ以外の取引先との関係の維持・強化など事業戦略上の目的から保有する株式を純投資目的以外の目的（政策保有目的）と区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は一部の取引先の株式について、取引関係の維持、強化、連携による企業価値向上を目的として保有しておりますが、事業上で必要である場合を除き原則として純投資目的以外で新たに他社の株式を取得・保有しない方

針であります。現在保有している政策投資株式については、担当部門にて個別に保有による便益やリスクについて、取引先と事業上の関係や資本コストを踏まえた上で、総合的に精査、検証し、保有の必要性を判断しております。

当事業年度の検証の結果、取引先との総合的な関係の維持・強化の観点から判断して、保有効果が認められることから、保有することは妥当であると判断しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場の株式	1	0
非上場株式以外の株式	1	6,454

c. 特定投資株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
株式会社大垣共立 銀行	3,500	3,500	(保有目的)資金の安定調達等円滑な金融 取引の維持・強化を目的として保有して おります。 (定量的な保有効果) (注)	有
	6,454	7,206		

(注) 当社は特定投資株式における定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性に関する検証方法は、「a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容」にて記載しております。

第5 【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2020年8月1日から2021年7月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更に的確に対応できる体制を整備するため、監査法人等主催の各種セミナーに参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年7月31日)	当事業年度 (2021年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,935,846	1,189,974
預け金	15,303	12,542
売掛金	187	19,225
商品及び製品	33,499	51,409
仕掛品	102	263
原材料及び貯蔵品	56,655	43,713
前払費用	73,554	76,369
未収入金	170,652	254,606
その他	8,324	6,871
流動資産合計	2,294,124	1,654,975
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	1,077,176	892,712
構築物（純額）	151,963	123,391
機械及び装置（純額）	9,667	7,428
車両運搬具（純額）	375	2,410
工具、器具及び備品（純額）	68,209	45,404
土地	320,641	717,773
リース資産（純額）	179,053	121,562
建設仮勘定	72,416	-
有形固定資産合計	1,879,503	1,910,683
無形固定資産		
ソフトウェア	19,524	22,061
その他	6,004	5,278
無形固定資産合計	25,529	27,339
投資その他の資産		
投資有価証券	35,415	35,788
長期貸付金	35,399	32,916
長期前払費用	53,881	54,149
差入保証金	254,542	259,206
繰延税金資産	278,071	200,172
その他	55,629	52,422
投資その他の資産合計	712,940	634,657
固定資産合計	2,617,973	2,572,680
資産合計	4,912,098	4,227,655

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年7月31日)	当事業年度 (2021年7月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	131,177	124,887
1年内償還予定の社債	100,000	100,000
1年内返済予定の長期借入金	362,330	356,340
リース債務	56,387	48,490
未払金	229,535	242,150
未払費用	38,553	47,272
未払法人税等	29,235	46,296
未払消費税等	59,810	51,710
前受金	10,875	10,389
預り金	12,848	16,498
前受収益	5,696	6,491
賞与引当金	32,356	30,461
株主優待引当金	4,277	8,820
その他	407	69
流動負債合計	1,073,490	1,089,878
固定負債		
社債	400,000	300,000
長期借入金	1,319,205	962,865
リース債務	165,715	117,224
長期未払金	115,070	115,070
資産除去債務	147,946	149,224
その他	12,259	12,559
固定負債合計	2,160,195	1,656,943
負債合計	3,233,686	2,746,822
純資産の部		
株主資本		
資本金	654,931	654,931
資本剰余金		
資本準備金	577,281	577,281
資本剰余金合計	577,281	577,281
利益剰余金		
利益準備金	7,460	7,460
その他利益剰余金		
別途積立金	30,000	30,000
繰越利益剰余金	409,911	212,073
利益剰余金合計	447,371	249,533
自己株式	147	147
株主資本合計	1,679,436	1,481,598
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,024	765
評価・換算差額等合計	1,024	765
純資産合計	1,678,412	1,480,833
負債純資産合計	4,912,098	4,227,655

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年 8月 1日 至 2020年 7月 31日)	当事業年度 (自 2020年 8月 1日 至 2021年 7月 31日)
売上高	4,699,093	4,228,619
売上原価		
商品・製品及び原材料期首たな卸高	73,086	69,144
当期商品仕入高	830,083	752,469
当期製品製造原価	2 370,675	2 359,359
合計	1,273,845	1,180,973
他勘定振替高	1 40,368	1 38,146
商品・製品及び原材料期末たな卸高	69,144	82,834
売上原価合計	1,164,332	1,059,993
売上総利益	3,534,761	3,168,626
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	2 1,532,479	2 1,444,109
賞与引当金繰入額	31,379	29,664
退職給付費用	18,405	19,028
地代家賃	402,799	406,746
減価償却費	193,826	204,748
株主優待引当金繰入額	4,277	6,892
その他	1,323,749	1,234,661
販売費及び一般管理費合計	3,506,916	3,345,851
営業利益又は営業損失()	27,844	177,225
営業外収益		
受取利息	512	445
受取配当金	1,270	1,130
不動産賃貸料	28,410	22,602
協力金収入	-	3 247,841
その他	2 14,752	2 17,362
営業外収益合計	44,945	289,381
営業外費用		
支払利息	5,535	6,950
不動産賃貸費用	20,339	18,610
上場関連費用	14,578	-
その他	12,362	2,500
営業外費用合計	52,815	28,061
経常利益	19,974	84,094
特別損失		
固定資産除却損	4 0	4 244
減損損失	-	5 115,698
固定資産売却損	-	6 1,823
特別損失合計	0	117,766
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	19,974	33,671
法人税、住民税及び事業税	22,082	48,855
法人税等調整額	6,897	77,784
法人税等合計	28,979	126,640
当期純損失()	9,004	160,312

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年 8月 1日 至 2020年 7月31日)		当事業年度 (自 2020年 8月 1日 至 2021年 7月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費	1	253,255	68.3	246,987	68.7
労務費		79,127	21.3	74,807	20.8
経費		38,563	10.4	37,947	10.5
当期総製造費用		370,946	100.0	359,741	100.0
仕掛品期首たな卸高		139		102	
合計		371,085		359,844	
仕掛品期末たな卸高		102		263	
他勘定振替高	2	307		221	
当期製品製造原価		370,675		359,359	

(注) 1. 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
地代家賃	6,848	6,840
減価償却費	5,106	4,698
水道光熱費	8,432	7,960
消耗品費	7,137	7,392

2. 他勘定振替高は、店舗材料仕入等による振替高であります。

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、標準原価による総合原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年 8月 1日 至 2020年 7月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		利益剰余金
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金
当期首残高	284,160	206,510	206,510	7,460
当期変動額				
新株の発行	370,771	370,771	370,771	
剰余金の配当				
当期純損失()				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	370,771	370,771	370,771	-
当期末残高	654,931	577,281	577,281	7,460

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	30,000	443,135	480,595	-	971,265
当期変動額					
新株の発行					741,542
剰余金の配当		24,220	24,220		24,220
当期純損失()		9,004	9,004		9,004
自己株式の取得				147	147
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	33,224	33,224	147	708,170
当期末残高	30,000	409,911	447,371	147	1,679,436

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	49	49	971,314
当期変動額			
新株の発行			741,542
剰余金の配当			24,220
当期純損失()			9,004
自己株式の取得			147
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,073	1,073	1,073
当期変動額合計	1,073	1,073	707,097
当期末残高	1,024	1,024	1,678,412

当事業年度(自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		利益剰余金
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金
当期首残高	654,931	577,281	577,281	7,460
当期変動額				
新株の発行				
剰余金の配当				
当期純損失()				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	654,931	577,281	577,281	7,460

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	30,000	409,911	447,371	147	1,679,436
当期変動額					
新株の発行					-
剰余金の配当		37,524	37,524		37,524
当期純損失()		160,312	160,312		160,312
自己株式の取得					-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	197,837	197,837	-	197,837
当期末残高	30,000	212,073	249,533	147	1,481,598

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,024	1,024	1,678,412
当期変動額			
新株の発行			-
剰余金の配当			37,524
当期純損失()			160,312
自己株式の取得			-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	258	258	258
当期変動額合計	258	258	197,578
当期末残高	765	765	1,480,833

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年 8月 1日 至 2020年 7月 31日)	当事業年度 (自 2020年 8月 1日 至 2021年 7月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 ()	19,974	33,671
減価償却費	202,788	213,262
減損損失	-	115,698
受取利息及び受取配当金	1,783	1,575
支払利息	5,535	6,950
固定資産売却損益 (は益)	-	1,823
固定資産除却損	0	244
売上債権の増減額 (は増加)	1,589	19,038
たな卸資産の増減額 (は増加)	4,377	5,129
仕入債務の増減額 (は減少)	16,422	6,290
賞与引当金の増減額 (は減少)	748	1,894
その他	62,548	114,533
小計	154,260	155,846
利息及び配当金の受取額	1,294	1,071
利息の支払額	5,924	6,981
法人税等の支払額	81,151	29,497
法人税等の還付額	-	35,739
営業活動によるキャッシュ・フロー	68,478	156,177
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	-	10,000
有形固定資産の売却による収入	-	7,272
有形固定資産の取得による支出	375,534	346,679
無形固定資産の取得による支出	5,692	7,960
有価証券の償還による収入	-	1,000,074
有価証券の取得による支出	-	1,000,000
敷金及び保証金の回収による収入	997	157
敷金及び保証金の差入による支出	72	4,926
その他	2,407	3,439
投資活動によるキャッシュ・フロー	382,709	338,621
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	1,000,000	-
長期借入金の返済による支出	327,790	362,330
社債の発行による収入	200,000	-
社債の償還による支出	-	100,000
リース債務の返済による支出	53,699	56,387
自己株式の取得による支出	147	-
株式の発行による収入	741,542	-
配当金の支払額	24,220	37,471
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,535,685	556,189
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	1,221,454	738,632
現金及び現金同等物の期首残高	649,695	1,871,150
現金及び現金同等物の期末残高	1,871,150	1,132,517

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの・・・決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの・・・移動平均法に基づく原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、原材料及び貯蔵品、仕掛品・・・最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。また、事業用定期借地権を設定して賃借した土地にある建物等については、残存価額を零として使用期限等を耐用年数とした定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	19～47年
構築物	10～20年
工具、器具及び備品	5～6年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 繰延資産の処理方法

株式交付費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当該事業年度負担額を計上しております。

(3) 株主優待引当金

将来の株主優待券の利用による費用の発生に備えるため、翌期以降に利用される株主優待券に対する見積額を計上しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金、預け金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

当社は、固定資産の減損の判定及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについては、当事業年度の

財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。また、新型コロナウイルス感染症拡大による影響については、2021年2月に開始された新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が徐々に進んでおり、翌事業年度以降緩やかに収束の方向へ進むものと想定しております。しかしながら、当社の基盤地区である愛知県において2021年8月にまん延防止等重点措置及び緊急事態宣言が発出されるなど、新型コロナウイルス感染症の収束の見込みは依然不透明な状況が続くものと想定され、当社の業績が以前の水準に回復するには、なお時間を要するものと考えております。

このような仮定の下、固定資産の減損の判定及び繰延税金資産の回収可能性等について、会計上の見積りを行っておりますが、当該仮定は不確実性が高く、影響が長期化した場合において、翌事業年度以降の当社の財政状態、経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

項目	金額
店舗に係る有形固定資産	1,285,838
減損損失	115,698

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。収益性の低下等により減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前キャッシュ・フローの総額と、各資産グループの固定資産の帳簿価額の比較により減損損失の認識の判定を実施しております。

将来キャッシュ・フローは、各資産グループの主要な固定資産の残存耐用年数における売上高予測や原価率予測等の複数の仮定に基づいて算定しておりますが、これらの仮定は新型コロナウイルス感染症による影響や今後の外食業界の動向等により大きな影響を受けるため、将来キャッシュ・フローの見込みが大きく変動した場合、減損損失の追加計上により当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

項目	金額
繰延税金資産	200,172

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、繰延税金資産の計上について、将来の課税所得の発生金額や発生時期等の見込みに基づき、回収可能性を検討しております。

繰延税金資産の回収可能性については、每期見積りの見直し・再検討を行っておりますが、将来の課税所得の発生金額や発生時期等の見込みの変動により、繰延税金資産の取崩又は追加の計上が発生した場合、当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(未適用の会計基準等)

(収益認識に関する会計基準)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会

計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年7月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準の適用指針」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(時価の算定に関する会計基準)

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年7月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定です。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(損益計算書関係)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「協賛金収入」は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」に表示していた「協賛金収入」4,117千円、「その他」10,634千円は、「その他」14,752千円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

減価償却累計額

	前事業年度 (2020年7月31日)	当事業年度 (2021年7月31日)
有形固定資産	3,111,225千円	3,295,535千円
投資その他の資産の「その他」 (投資不動産)	20,040千円	32,495千円
計	3,131,265千円	3,328,030千円

(損益計算書関係)

1. 他勘定振替高の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)	当事業年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)
販売費及び一般管理費への振替高	40,368千円	38,146千円
計	40,368千円	38,146千円

2. 雇用調整助成金

前事業年度(自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、店舗の営業時間短縮や臨時休業を実施したことにより支給した休業手当について、雇用調整助成金の特例措置の適用を受け、助成金の支給見込額52,080千円のうち48,618千円を販売費及び一般管理費の給料手当及び当期製品製造原価の労務費から控除し、超過見込額3,461千円を営業外収益のその他に計上しております。

当事業年度(自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、店舗の営業時間短縮を実施したことにより支給した休業手当について、雇用調整助成金の特例措置の適用を受け、助成金の支給額及び支給見込額44,991千円のうち37,987千円を販売費及び一般管理費の給料手当及び当期製品製造原価の労務費から控除し、超過額及び超過見込額7,004千円を営業外収益のその他に計上しております。

3. 協力金収入

当事業年度(自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、地方自治体からの営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金であり、支給額129,780千円、支給見込み額118,061千円であります。

4. 固定資産除却損

	前事業年度 (自 2019年 8月 1日 至 2020年 7月31日)	当事業年度 (自 2020年 8月 1日 至 2021年 7月31日)
工具、器具及び備品	0千円	244千円
機械装置	- 千円	0千円
計	0千円	244千円

5. 減損損失

前事業年度(自 2019年 8月 1日 至 2020年 7月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年 8月 1日 至 2021年 7月31日)

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	店舗設備
種類	建物等
場所	大阪府他
店舗数	3

(減損の認識に至った経緯)

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである店舗のうち、固定資産簿価を回収できないと判断した資産グループについて減損損失を認識しております。

(グルーピングの方法)

資産のグルーピングはキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位としてグルーピングしております。

(回収可能価額の算出方法)

減損損失を認識するに至った店舗については、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。また、資産グループ毎の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、零として評価しております。

(減損損失の金額)

建 物	85,434 千円
構 築 物	12,516 千円
工具、器具及び備品	2,404 千円
リース資産	15,343 千円
合 計	115,698 千円

6. 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年 8月 1日 至 2020年 7月31日)	当事業年度 (自 2020年 8月 1日 至 2021年 7月31日)
車両運搬具	- 千円	1,823千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1,2	346,000	726,200	-	1,072,200
合計	346,000	726,200	-	1,072,200
自己株式				
普通株式(注)3	-	62	-	62
合計	-	62	-	62

(注)1. 当社は、2019年8月6日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割をおこなっております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加726,200株は、株式分割による増加346,000株、公募増資による増加310,000株、オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資による増加70,200株であります。

3. 普通株式の自己株式数の増加62株は単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年10月11日 取締役会	普通株式	24,220	70	2019年7月31日	2019年10月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年9月10日 取締役会	普通株式	利益剰余金	37,524	35	2020年7月31日	2020年10月14日

当事業年度(自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,072,200	-	-	1,072,200
合計	1,072,200	-	-	1,072,200
自己株式				
普通株式	62	-	-	62
合計	62	-	-	62

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年9月10日 取締役会	普通株式	37,524	35	2020年7月31日	2020年10月14日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年9月10日 取締役会	普通株式	利益剰余金	16,082	15	2021年7月31日	2021年10月13日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)	当事業年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)
現金及び預金	1,935,846千円	1,189,974千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	80,000千円	70,000千円
預け金	15,303千円	12,542千円
現金及び現金同等物	1,871,150千円	1,132,517千円

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産 主として、店舗における厨房機器、空調設備等(工具、器具及び備品)であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3.固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、必要な資金を主に銀行借入により調達を行い、余資は主に安全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、未収入金及び預け金は、取引先の信用リスクにさらされておりますが、回収までの期間はおおむね短期であり、貸倒実績率は低いものとなっております。当該リスクについては、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、店舗運営部が取引先の状況をモニタリングし、財務状況の悪化等を把握したときは速やかに対応するなどリスク軽減に努めております。

投資有価証券は、株式及び投資信託であり、株式は業務上の関係を有する取引先企業の株式であります。これらは、発行体等の信用リスク及び市場価格・為替・金利の変動リスクにさらされております。当該リスクについては、定期的にこれらの時価や発行体の財務状況等を把握し、リスク軽減に努めております。

長期貸付金は土地所有者への建物建設に伴う資金として、差入保証金は主に出店に伴う差入保証金であり、店舗建物所有者の信用リスクにさらされております。当該リスクについては、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、店舗運営部が取引先の状況をモニタリングし、財務状況の悪化等を把握したときは速やかに対応するなどリスク軽減に努めております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

社債、借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。借入金は原則として固定金利で調達しておりますが、変動金利の借入金については、金利の変動リスクにさらされております。当該リスクに対応するため、市場金利の動向を継続的に把握することにより、その抑制に努めております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注2）参照）。

前事業年度(2020年7月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,935,846	1,935,846	-
(2) 預け金	15,303	15,303	-
(3) 売掛金	187	187	-
(4) 未収入金	170,652	170,652	-
(5) 投資有価証券	35,415	35,415	-
(6) 長期貸付金 (1年内回収予定含む)	38,704	41,004	2,300
資産計	2,196,109	2,198,410	2,300
(1) 買掛金	131,177	131,177	-
(2) 未払金	229,535	229,535	-
(3) 未払法人税等	29,235	29,235	-
(4) 社債(1年内償還予定含む)	500,000	502,929	2,929
(5) 長期借入金 (1年内返済予定含む)	1,681,535	1,682,868	1,333
(6) リース債務 (1年内返済予定含む)	222,103	222,103	-
負債計	2,793,587	2,797,849	4,262

当事業年度(2021年7月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,189,974	1,189,974	-
(2) 預け金	12,542	12,542	-
(3) 売掛金	19,225	19,225	-
(4) 未収入金	254,606	254,606	-
(5) 投資有価証券	35,788	35,788	-
(6) 長期貸付金 (1年内回収予定含む)	35,806	37,907	2,100
資産計	1,547,944	1,550,044	2,100
(1) 買掛金	124,887	124,887	-
(2) 未払金	242,150	242,150	-
(3) 未払法人税等	46,296	46,296	-
(4) 社債(1年内償還予定含む)	400,000	401,352	1,352
(5) 長期借入金 (1年内返済予定含む)	1,319,205	1,320,000	795
(6) リース債務 (1年内返済予定含む)	165,715	165,715	-
負債計	2,298,254	2,300,402	2,147

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2)預け金、(3)売掛金、(4)未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

上場会社の株式及び投資信託であり、株式の時価は取引所の価格によっており、投資信託の時価は公開されている基準価額によっております。

(6) 長期貸付金(1年内回収予定含む)

事業に係る建設協力金であり、時価はその将来キャッシュ・フローをリスクフリー・レートに信用スプレッドを上乗せした割引率で割り引いた現在価値により算出しております。

負 債

(1) 買掛金、(2)未払金、(3)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債（1年内償還予定含む）、(5)長期借入金（1年内返済予定含む）

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しております。

(6) リース債務（1年内返済予定含む）

リース債務の時価については、支払利子込み法により算出していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	2020年7月31日	2021年7月31日
非上場株式	0	0
差入保証金	254,542	259,206
長期未払金	115,070	115,070

非上場株式については市場価値がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)投資有価証券」には含めておりません。

差入保証金については、返還時期の見積りが困難なため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

長期未払金については、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給に係る債務であり、当該役員の退職時期が特定されておらず、見積りが困難なため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2020年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,935,846	-	-	-
預け金	15,303	-	-	-
売掛金	187	-	-	-
未収入金	170,652	-	-	-
長期貸付金（1年内回収予定含む）	3,304	10,105	13,304	11,990
合計	2,125,294	10,105	13,304	11,990

当事業年度(2021年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,189,974	-	-	-
預け金	12,542	-	-	-
売掛金	19,225	-	-	-
未収入金	254,606	-	-	-
長期貸付金（1年内回収予定含む）	2,889	10,222	13,458	9,235
合計	1,479,238	10,222	13,458	9,235

(注4) 社債、長期借入金、リース債務の決算日後の返済予定額

前事業年度(2020年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	100,000	100,000	100,000	-	-	200,000
長期借入金	362,330	356,340	319,713	268,041	218,738	156,373
リース債務	56,387	48,490	41,934	28,051	17,033	30,206
合計	518,717	504,830	461,647	296,092	235,771	386,579

当事業年度(2021年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	100,000	100,000	-	-	-	200,000
長期借入金	356,340	319,713	268,041	218,738	92,468	63,905
リース債務	48,490	41,934	28,051	17,033	8,243	21,962
合計	504,830	461,647	296,092	235,771	100,711	285,867

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	9,200	8,887	313
小計	9,200	8,887	313
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	7,206	8,717	1,510
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	19,008	19,287	278
小計	26,214	28,004	1,789
合計	35,415	36,891	1,475

当事業年度(自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	29,334	28,174	1,160
小計	29,334	28,174	1,160
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	6,454	8,717	2,263
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
小計	6,454	8,717	2,263
合計	35,788	36,891	1,102

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度19,273千円、当事業年度19,648千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年7月31日)	当事業年度 (2021年7月31日)
繰延税金資産		
減価償却超過額	140,802千円	141,266千円
減損損失	95,794千円	119,691千円
資産除去債務	45,271千円	45,662千円
長期未払金	35,211千円	33,124千円
借地権否認	18,525千円	18,525千円
未払賞与	- 千円	9,371千円
賞与引当金	9,901千円	9,321千円
未払事業税	3,699千円	3,687千円
その他有価証券評価差額金	451千円	337千円
その他	9,066千円	12,525千円
繰延税金資産小計	358,724千円	393,514千円
評価性引当額(注)	53,737千円	170,548千円
繰延税金資産合計	304,987千円	222,966千円
繰延税金負債		
建物(資産除去債務)	18,762千円	14,948千円
前払固定資産税	4,169千円	4,305千円
労働保険料概算計上	3,543千円	3,073千円
その他	440千円	465千円
繰延税金負債合計	26,915千円	22,793千円
繰延税金資産純額	278,071千円	200,172千円

(注) 評価性引当金が116,811千円増加しております。この増加の内容は、繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(企業会計基準適用指針第26号)第15項に基づく企業の分類の見直しに伴う将来減算一時差異に係る評価性引当額の増加によるものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年7月31日)	当事業年度 (2021年7月31日)
法定実効税率	30.60%	- %
(調整)		
法人住民税均等割額	103.15%	-
永久に損金に算入されない項目	8.30%	-
評価性引当額の増減	3.20%	-
税額控除額	0.98%	-
その他	0.81%	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	145.08%	-

(注) 当事業年度は、税引前当期純損失であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約及び定期借地権契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約の契約期間又は建物の耐用年数のいずれか短い期間（主に20年）と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の流通利回り（0.224～1.707%）を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2019年 8月 1日 至 2020年 7月31日)	当事業年度 (自 2020年 8月 1日 至 2021年 7月31日)
期首残高	134,251千円	147,946千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	12,357千円	- 千円
時の経過による調整額	1,337千円	1,278千円
期末残高	147,946千円	149,224千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 2019年 8月 1日 至 2020年 7月31日）

当社は飲食事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2020年 8月 1日 至 2021年 7月31日）

当社は飲食事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2019年 8月 1日 至 2020年 7月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 2020年 8月 1日 至 2021年 7月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)

当社の報告セグメントは飲食事業のみであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

前事業年度(自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)	当事業年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)
1株当たり純資産額(円)	1,565.48	1,381.20
1株当たり当期純損失() (円)	9.13	149.53

- (注) 1. 前事業年度及び当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当社は、2019年8月6日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純損失を算定しております。
3. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)	当事業年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)
当期純損失() (千円)	9,004	160,312
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失() (千円)	9,004	160,312
普通株式の期中平均株式数(株)	986,070	1,072,138

(重要な後発事象)

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2021年9月10日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)の導入を決議しました。これに伴い、当社の監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役については、本制度に関する議案を2021年10月27日開催の第54期定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に付議し、承認可決されました。

1. 本制度の導入目的

本制度は、当社の監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役(以下「対象取締役」といいます。)を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

2. 本制度の概要

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭債権の総額は、年額30百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年10,000株以内(ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含みます。)又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。)といたします。

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式(以下「本株式」といいます。)の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間において、一定期間(以下「譲渡制限期間」といいます。)、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	3,365,027	5,370	88,361 (85,434)	3,282,036	2,389,323	104,398	892,712
構築物	382,339	310	13,817 (12,516)	368,831	245,440	16,365	123,391
機械及び装置	33,742	-	1,050	32,692	25,264	2,239	7,428
車両運搬具	14,192	15,312	11,696	17,808	15,398	4,181	2,410
工具、器具及び備品	417,785	10,794	7,494 (2,404)	421,085	375,681	30,996	45,404
土地	320,641	397,132	-	717,773	-	-	717,773
リース資産	384,582	-	18,592 (15,343)	365,990	244,427	41,789	121,562
建設仮勘定	72,416	-	72,416	-	-	-	-
有形固定資産計	4,990,728	428,920	213,429 (115,698)	5,206,219	3,295,535	199,971	1,910,683
無形固定資産							
ソフトウェア	104,865	7,960	87	112,738	90,677	5,423	22,061
その他	12,429	-	113	12,316	7,037	726	5,278
無形固定資産計	117,295	7,960	200	125,054	97,715	6,149	27,339
長期前払費用	77,868	4,056	225	81,699	27,549	3,562	54,149

(注) 1. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 当期における主な増加額は以下の通りであります。

土地 セントラルキッチン用地 (愛知県稲沢市) 359,936千円

3. 当期における主な減少額は以下の通りであります。

建物 店舗建物 (大阪府枚方市) 81,934千円

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
第15回無担保社債	2014年3月25日	100,000 (100,000)	-	0.98	無担保	2021年3月25日
第16回無担保社債	2015年3月25日	100,000	100,000 (100,000)	0.67	無担保	2022年3月25日
第17回無担保社債	2015年9月25日	100,000	100,000	0.73	無担保	2022年9月22日
第18回無担保社債	2020年7月10日	200,000	200,000	0.34	無担保	2027年7月10日
合計	-	500,000 (100,000)	400,000 (100,000)	-	-	-

(注) 1. ()内書きは、1年以内の償還予定額であります。

2. 貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
100,000	100,000	-	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	362,330	356,340	0.27	-
1年以内に返済予定のリース債務	56,387	48,490	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,319,205	962,865	0.25	2022年8月～ 2027年6月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	165,715	117,224	-	2022年8月～ 2035年4月
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	1,903,638	1,484,920	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	319,713	268,041	218,738	92,468
リース債務	41,934	28,051	17,033	8,243

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	32,356	30,461	32,356	-	30,461
株主優待引当金	4,277	6,892	2,349	-	8,820

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	28,559
預金	
当座預金	925,978
普通預金	165,436
定期預金	70,000
計	1,161,415
合計	1,189,974

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
GoToEat事務局	14,582
株式会社出前館	3,491
ブティックカレンダー	709
株式会社呑龍マリン	162
プレミアム商品券事務局	60
その他	219
合計	19,225

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
187	271,203	252,165	19,225	92.9	13.1

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

商品及び製品

区分	金額(千円)
商品	
店舗売店商品	1,313
計	1,313
製品	
植田工場製品	50,095
計	50,095
合計	51,409

仕掛品

品名	金額(千円)
仕掛品	
植田工場仕掛品	263
合計	263

原材料及び貯蔵品

区分	金額(千円)
原材料	
植田工場原材料	8,157
店舗食材	30,163
計	38,320
貯蔵品	
ジェフグルメカード	1,041
駐車場チケット	663
装飾品	2,643
ユニフォーム	1,019
その他	25
計	5,392
合計	43,713

未収入金

区分	金額(千円)
感染拡大防止協力金	118,061
クレジット関連	110,194
その他	26,350
合計	254,606

差入保証金

区分	金額(千円)
店舗差入保証金	257,315
その他	1,891
合計	259,206

買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社昭和	37,831
株式会社廣記商行	14,940
株式会社マルト水谷	10,339
株式会社ショクリュー	7,206
有限会社シー・エム	6,167
その他	48,400
合計	124,887

未払金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
従業員支払給与、賞与	171,983
株式会社ソフトリンク	10,080
東邦液化ガス株式会社	7,235
水野産業株式会社	5,653
事業所税	4,825
その他	42,373
合計	242,150

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (千円)	1,154,435	2,245,501	3,276,886	4,228,619
税引前四半期純利益 又は税引前四半期(当期)純 損失() (千円)	18,657	53,582	71,300	33,671
四半期純利益又は 四半期(当期)純損失() (千円)	18,185	58,143	33,698	160,312
1株当たり四半期純利益又 は1株当たり四半期(当期) 純損失() (円)	16.96	54.23	31.43	149.53

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又 は1株当たり四半期純損失 () (円)	16.96	37.27	85.66	180.96

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年8月1日から翌年7月31日まで		
定時株主総会	毎年10月		
基準日	毎年7月31日		
剰余金の配当の基準日	毎年7月31日又は1月31日		
1単元の株式数	100株		
単元未満株式の買取り	<p>取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料</p>		
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部		
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社		
取次所			
買取手数料	無料		
公告掲載方法	<p>電子公告により行います。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。当社の公告掲載URLは、次のとおりであります。 http://www.hamayuu.co.jp</p>		
株主に対する特典	毎年7月末日現在の株主名簿に記載された株主に対し、所有株式数に応じて以下を贈呈いたします。		
	所有株式数	継続保有期間1年未満	継続保有期間1年以上
	100株以上200株未満	4,000円分の株主優待券	5,000円分の株主優待券
	200株以上300株未満	8,000円分の株主優待券	10,000円分の株主優待券
	300株以上500株未満	12,000円分の株主優待券	15,000円分の株主優待券
	500株以上1,000株未満	20,000円分の株主優待券	25,000円分の株主優待券
	1,000株以上	40,000円分の株主優待券	50,000円分の株主優待券
継続保有期間1年以上とは、7月末日及び1月末日の株主名簿に同一株主番号で100株以上の保有を連続3回以上掲載された株主といたします。			

(注) 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第53期（自 2019年8月1日 至 2020年7月31日）2020年10月29日 東海財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその他添付書類

2020年10月29日東海財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

事業年度 第54期第1四半期（自 2020年8月1日 至 2020年10月31日）2020年12月14日 東海財務局長に提出。

事業年度 第54期第2四半期（自 2020年11月1日 至 2021年1月31日）2021年3月12日 東海財務局長に提出。

事業年度 第54期第3四半期（自 2021年2月1日 至 2021年4月30日）2021年6月14日 東海財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書 2020年10月29日 東海財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4（監査公認会計士等の異動）の規定に基づく臨時報告書 2021年10月11日 東海財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年10月27日

株式会社浜木綿
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡 野 英 生

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 稲 垣 吉 登

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社浜木綿の2020年8月1日から2021年7月31日までの第54期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社浜木綿の2021年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

店舗固定資産の減損	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社浜木綿の2021年7月31日に終了する事業年度の【注記事項】（重要な会計上の見積り）1．固定資産の減損に記載のとおり、店舗に係る有形固定資産を1,285,838千円計上しており、総資産の30.4%を占めている。また、会社は当事業年度において、減損損失を115,698千円計上している。</p> <p>会社は固定資産の減損の兆候の有無を把握するに際し、店舗ごとに資産のグルーピングを行っている。</p> <p>減損の兆候があると認められる場合には、各店舗の将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの合計額が帳簿価額を下回る場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識される。</p> <p>減損の兆候が認められた店舗につき、減損損失の認識の要否の判定に用いられる将来キャッシュ・フローの見積りは、各店舗の将来の営業予測、新型コロナウイルス感染症の収束時期の仮定に基づき経営者が作成した事業計画を基礎として行われている。当該事業計画は不確実性を伴い、これらの経営者による判断が将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、店舗固定資産の減損が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、店舗固定資産の減損の妥当性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価 固定資産の減損に関連する将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる将来計画の作成プロセスにかかる内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2)減損の兆候の有無に関する検討 減損の兆候の有無に関する検討を行うため、主に以下の手続を実施した。 店舗別本社費配賦前営業損益について、会計システム残高との整合性を確認した。 本社費の配賦計算について、配賦基準の合理性を検討するとともに、配賦計算の正確性及び配賦の網羅性を確認した。</p> <p>(3)将来キャッシュ・フローの見積りの合理性の評価 将来キャッシュ・フローの見積りの合理性の評価を行うため、主に以下の手続を実施した。 減損損失の認識の判定の基礎となる割引前将来キャッシュ・フローと取締役会で承認された事業計画との整合性を検証した。また、過年度における事業計画と実績との比較分析を実施し、事業計画の精度を評価した。 新型コロナウイルス感染症の影響について、経営者と協議し、外部調査機関が公表している将来予測レポートとの比較を行い、重要な乖離が生じていないことを検証し、国内のワクチン接種状況を把握することにより、収束時期や収束後の市場動向に関する経営者の仮定を評価した。 事業計画と平日・土日別、昼間・夜間別の売上実績に基づく経営者の仮定を反映した予想売上高とを比較検討することにより、将来キャッシュ・フローの見積りの合理性や実現可能性を評価した。</p>

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社浜木綿の2021年7月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社浜木綿が2021年7月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。